

■ 建築基準法関係の手数料

◆ 確認、完了検査及び中間検査申請手数料

| 区 分 | | 手 数 料 の 額 | | | |
|--------------------|--|-----------|----------|----------|----------|
| | | 確認申請 | 完了検査申請 | | 中間検査申請 |
| 床面積の合計 | 中間検査無し | | 中間検査有り | | |
| 建 築 物 | $A \leq 30\text{m}^2$ | 8,000円 | 14,000円 | 12,000円 | 13,000円 |
| | $30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$ | 15,000円 | 16,000円 | 15,000円 | 16,000円 |
| | $100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$ | 23,000円 | 22,000円 | 20,000円 | 20,000円 |
| | $200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$ | 29,000円 | 29,000円 | 28,000円 | 28,000円 |
| | $500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$ | 51,000円 | 49,000円 | 46,000円 | 45,000円 |
| | $1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$ | 71,000円 | 67,000円 | 63,000円 | 60,000円 |
| | $2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$ | 212,000円 | 157,000円 | 151,000円 | 135,000円 |
| | $10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$ | 333,000円 | 241,000円 | 235,000円 | 209,000円 |
| | $50,000\text{m}^2 < A$ | 647,000円 | 488,000円 | 482,000円 | 427,000円 |
| 建築設備 (昇降機) | 14,000円 | 18,000円 | 16,000円 | 17,000円 | |
| 計画変更 | 7,000円 | | | | |
| 建築設備 (小荷物専用昇降機) | 7,000円 | 11,000円 | 10,000円 | 11,000円 | |
| 計画変更 | 4,000円 | | | | |
| 工作物 | 12,000円 | 13,000円 | — | 13,000円 | |
| 計画変更 | 6,000円 | | | | |

備考 上の表の建築物に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定します。

【確認申請手数料】

- ① 建築物を建築する場合(計画変更及び移転を除く。)は、その建築する部分の床面積
- ② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転を除く。)は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分は、その増加する部分の床面積)
- ③ 建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合(計画変更を除く。)は、その移転、修繕、模様替又は用途変更をする部分の床面積の2分の1
- ④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1

【完了検査申請手数料】

- ① 建築物を建築した場合(移転を除く。)は、その建築した部分の床面積
- ② 建築物を移転、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、その移転、修繕又は模様替した部分の床面積の2分の1

【中間検査申請手数料】

中間検査をする部分の床面積

◆ 主な承認、許可及び認定申請手数料

| 区 分 | | 手数料の額 | |
|---|--------|--------------|-----------|
| 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請 | | 120,000 円 | |
| 道路位置指定申請 | | 50,000 円 | |
| 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請 | | 27,000 円 | |
| 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請 | | 33,000 円 | |
| 公衆便所等の道路内における建築許可申請 | | 33,000 円 | |
| 道路内における建築認定申請 | | 27,000 円 | |
| 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請 | | 160,000 円 | |
| 壁面線外における建築許可申請 | | 160,000 円 | |
| 用途地域における建築等許可申請 | | 180,000 円 | |
| 特殊建築物等の敷地の位置の許可申請 | | 160,000 円 | |
| 建築物の延べ面積の特例許可申請 | | 160,000 円 | |
| 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請 | | 33,000 円 | |
| 建築物の敷地面積の許可申請 | | 160,000 円 | |
| 建築物の高さの特例認定申請 | | 27,000 円 | |
| 建築物の高さの許可申請 | | 160,000 円 | |
| 日影による建築物の高さの許可申請 | | 160,000 円 | |
| 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000 円 | |
| 高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、壁面の位置に関する特例許可申請 | | 160,000 円 | |
| 高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請 | | 160,000 円 | |
| 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請 | | 160,000 円 | |
| 予定道路に掛かる敷地内の建築物の容積率に関する特例許可申請 | | 160,000 円 | |
| 仮設建築物建築許可申請 | 存続する期間 | 2月以内 | 43,000 円 |
| | | 2月を超え3月以内のもの | 60,000 円 |
| | | 3月を超えるもの | 120,000 円 |
| 2以上の土地が一団地を形成している区域における1又は2以上の建築物に関する特例認定申請 | | ※1 | |
| 一定の一団の土地の区域における複数建築物に関する特例認定申請 | | ※2 | |
| 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000 円 | |
| 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の認定申請 | | 27,000 円 | |
| 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の変更の認定申請 | | 27,000 円 | |
| 移転の認定申請 | | 27,000 円 | |

※1 建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

※2 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額